
建設技能労働者の適切な賃金水準の確保について

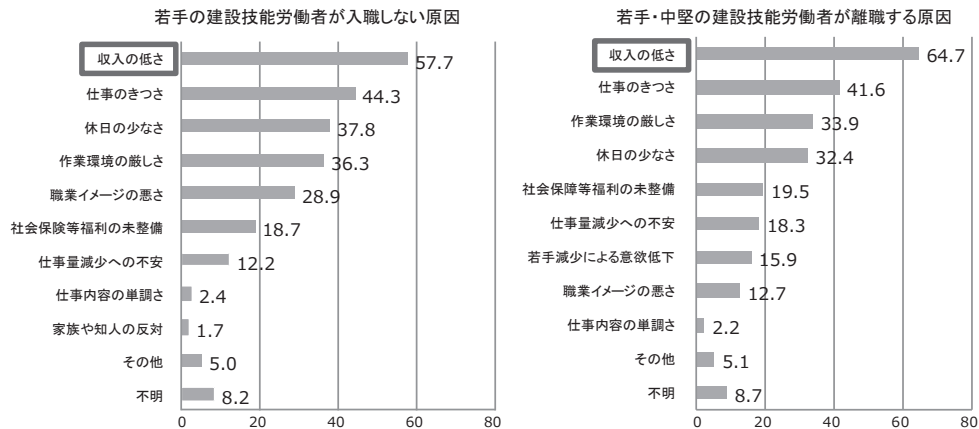
.....

国土交通省
土地・建設産業局建設市場整備課
課長補佐 伊藤 誠記

最近、建設業の人手不足や、それに伴う入札不調が拡大傾向にあり、この問題を取り上げた報道も増加傾向にある。これは、被災地の復興や、消費増税前の駆け込み需要等による建設工事の増加とともに、建設技能労働者の高齢化や若年者の減少による建設業の担い手不足が大きな原因と考えられている。特に、若年入職者の減少は顕著

であり、このままでは災害時の緊急対策や復旧対策、また今後老朽化するインフラの維持・更新にも支障を及ぼすことが懸念されている。

建設産業の担い手の不足の原因は、休日の少なさやいわゆる3Kと呼ばれる労働条件の悪さ、社会保険等の加入の遅れなどの福利厚生の不備等、様々な要因が考えられ



図－１ 建設業への入職・離職原因

るが、その中でも最大の要因は、賃金水準の低さである。（一社）建設産業専門団体連合会の調査によると、賃金水準の低さは、建設業から離職する理由、建設業に入職しない理由の双方で最も大きな割合を占めている（図－１）。また、具体的な賃金水準をみると、建設業に従事する男性の生産労働者の賃金は、全産業平均のそれと比べて約26%も低く、（賃金構造基本統計調査：厚生労働省）上述の調査結果を裏付けている。

このため、「賃金の低さ」を緩和・解消することが、建設業の魅力を高め、産業に再び人を呼び込む有効な手段であると考えられる。

そこで国土交通省では、平成25年度公共工事設計労務単価の改訂にあわせ、全国平均で+15%の単価上昇を、さらなる賃金の上昇に回すことで、業界全体の賃金をより適切な水準に上げるよう、この4月に太田国土交通大臣から主要建設業団体に直接要請するなどの取組を実施している。

その後、50を超える建設業団体において、技能労働者の賃金水準を確保することが団体の方針として決議され、個々の企業の取組指針を策定したり、各地で説明会を開催するなどの取組が行われている。

1. 建設企業における賃上げの状況

これらの取り組みや労働需給の逼迫等の結果、この4月以降、賃金水準を実際に引上げた企業（月給、ボーナス等種別は問わない。予定を含む）は、全体の約36%となった（図－2）。この間の毎月勤労統計調査（厚生労働省：図－3）についても、全産業平均ではほぼ横ばいに止まるのに対し、建設業では前年比1.6%の伸びとなっており、とりわけ建設技能労働者を多く抱える職別工事業では前年比+1.9%と高い伸びとなった。これは、賃金水準確保のための一連の取組が、一定程度の成果を上げた結果と考えられる。

しかしながら、この間の技能労働力の推移は、ほぼ横ばいかやや減少傾向（図－4）であり、依然として熟練工から若手への技能継承がされないままに技能労働者が減少し、近い将来の災害対応やインフラの維持・更新を受け持つ建設産業の存続が危惧される状況に大きな変化は見られていない。

2. 今後の取組の方向性

このような状況にかんがみ、技能労働者の賃金水準の確保について、今後取り組むべき方向性を以下に概説する。

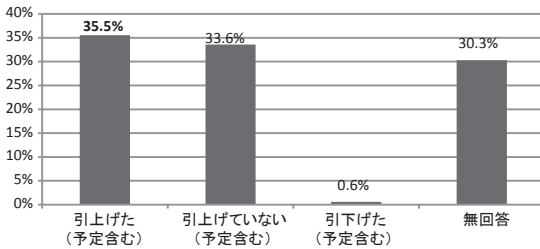


図-2 賃金水準の引上げ状況 (%)

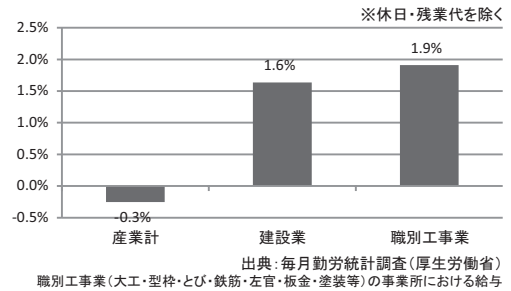


図-3 過去6カ月の給与※対前年比

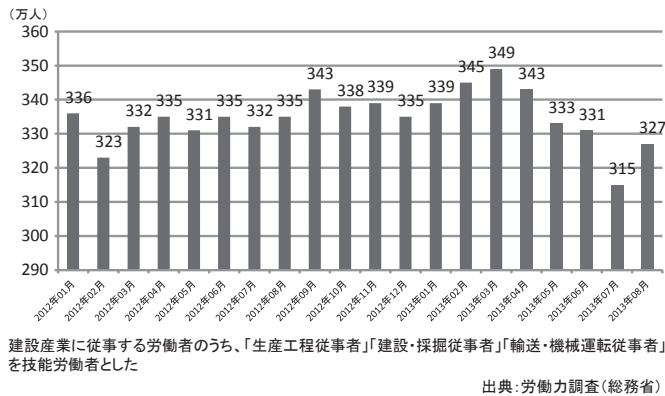


図-4 技能労働者の推移

国土交通省調査によると、賃金水準を引上げない理由(図-5)で最も多い回答は「発注者や元請負人から請負った金額が低く、賃金引上げ費用を捻出できない」であり、二番目は「経営の先行きが不透明で、引上げに踏み切れない」であった。このことは、建設投資にかかる中長期的な見通しの明確化及びダンピング対策の更なる実施が、賃金水準の確保のために必要であることを示唆しているものと考えられる。

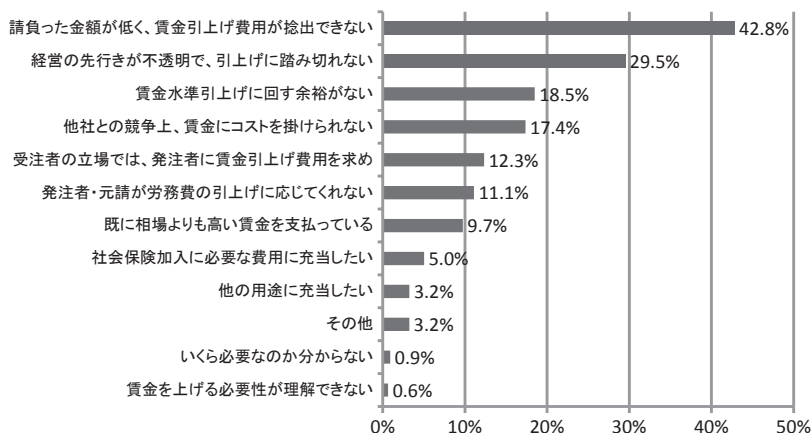
一方、賃金水準を上げた理由(図-6)を見ると、「業績が好調」「業界の発展に必要」「労働者の確保のため」「公共工事設計労務単価の上昇により」がほぼ同比率で並んだ。1点目は対前年度を上回る現在の建設投資が、3点目・4点目は、平成25年度公共工事設計労務単価の引上げと現在の人手不足が賃金水準にも影響を与えていることを示唆している。興味深いのは2点目で、多くの経営者が、建設業界の発展に

必要という自社の利益に限らない点に価値を見出していることである。この点からも、本年4月の大臣自らによる要請を含め、技能労働者の適正な賃金水準の確保の取組が一定程度成果を上げつつあるとともに、より一層の周知徹底が必要であると考えられる。

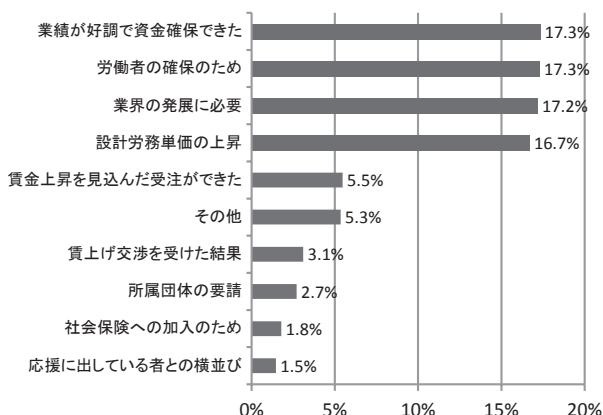
このように、今回実施した一連の調査を踏まえれば、『技能労働者の適切な賃金水準の確保のための取組の更なる周知徹底』、『建設産業の将来の見通しの明確化』、『ダンピング対策の更なる実施』等の方向性が、技能労働者の適切な賃金水準の確保のために必要であると考えられる。

3. 新たな取り組み

このように、一定の成果がみられるものの、いまだ十分とは言えない建設技能労働者の賃金引上げ状況にかんがみ、太田大臣からの要請から約半年が経過した10月23



図－５ 賃金水準を引上げられない理由（複数解答）



図－６ 賃金水準を上げた理由（複数回答）

日、高木副大臣より主要建設業団体に対し、取組の加速化を改めて要請した。

これを受け、平成25年度公共工事設計労務単価を用いて積算した工事現場に周知ポスターを掲示する取組を、公共工事の受発注者が連携して実施してゆくことが新たに合意された（図－７）。

このポスターは、国土交通省発注工事のみならず、国・地方自治体など公共工事設計労務単価を使用している他の公共発注者にも活用を呼び掛けているところである。

これらの取組により、工事現場で働く技能労働者一人一人に対し、適切な賃金水準の確保のための取組が周知されることで、技能労働者の賃金水準の確保が加速してゆくことが期待される。

この現場は、新労務単価の対象です！

行政と建設業界は今、この新労務単価の引き上げが、現場の職人さんの
・適切な賃金水準
・社会保険への加入の徹底
に結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。

若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人が報われるために。

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル
主に大規模で建設が関連する、新労務単価の対象となる建設現場にかける情報その他の関連情報を提供しています。

TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 **10:00～12:00** **13:30～17:00**
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省

図－７